## 岩手県公安委員会告示第13号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり行う。

平成26年10月10日

岩手県公安委員会

委員長 高 橋 真 裕

- 1 講習の期日及び場所
  - (1) 期日 平成26年12月8日(月)、同月9日(火)及び同月19日(金)
  - (2) 場所 盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部
- 2 講習定員 4人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)
- 3 受講手続
  - (1) 受付期間 平成26年10月10日(金)から同年11月7日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時30分から午後5時30分までの間(郵送により受講申込書を提出する場合は、平成26年11月7日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。)
  - (2) 受付場所 岩手県警察本部交通部交通指導課
  - (3) 提出書類 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通(写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼ること。)
  - (4) 受講手数料 講習初日の受付の際に、駐車監視員資格者講習手数料20,000円を岩手県収入証紙により納付すること。
- 4 その他
  - (1) 講習には、筆記用具を持参すること。
  - (2) 講習の最終日に、筆記による修了考査を行う。
  - (3) 詳細については、岩手県警察本部交通部交通指導課に問い合わせること。